## 特 集



障害者差別解消法が4月に施行され、半年以上が過ぎた。 法の成立に深く関わってきた市民活動もあり、 またそうではない市民活動にも少なくとも団体として 差別解消のさまざまな義務が課せられている。 市民活動は、障害者差別の解消に今後どう取り組み、 どのような役割を果たしていけるのか、改めて考えたい。

りが必要とされた。 主務大臣が必要に応じて 民間事業者については

に改定された障害者基本法第4条にある その中身であるが、骨格は、11年8

務としたものの、 的配慮の不提供の禁止を掲げ、前者につ 的に、「差別を解消するための措置」と 実態について、 努力義務にとどめた。ただ、その努力の については、国・地方公共団体は法的義 間事業者についても法的義務とし、後者 いては、国・地方公共団体のみでなく民 「差別の禁止」規定について、より具体 して①差別的取り扱いの禁止と②合理

【特集チーム】編集委員:梅田たけし、華房ひろ子、牧口明、増田宏幸、村岡正司、百瀬真友美

もので、

06年に国連総会で採択された

2

関係者には周知のことであるが、 16年4月1日より「障害者差別

NPOにとっての法的義務

V

解消法」が施行された。

この法律は13年の6月に制定された

#### 「障害者差別解消法」制定・施行までの主な歩み

「降音音左加肝内仏」即足・旭门よくの主体多の		
1990(平成2)年	7月	「障害を持つアメリカ人法 (ADA)」制定
93(平成5)年	12月	「障害者基本法」公布・施行
	12月	国連総会で「障害者の機会均等化に関する基準規則」採択
94(平成6)年	6月	「ハートビル法」公布(同年9月施行)
99(平成11)年	5月	「障害者欠格条項をなくす会」結成
2000(平成12)年	5月	「交通バリアフリー法」公布(同年 11月 15日施行)
04(平成16)年	6月	「障害者基本法」改定 (施策の基本理念として「差別の禁止」 を明記)
06(平成18)年	6月	「バリアフリー新法」公布 (06年 12月 20日施行)
	12月	「障害者の権利に関する条約」採択(08年5月3日発効:略称は「障害者権利条約」:日本の署名は07年9月28日)
09(平成21)年	12月	内閣府に「障がい者制度改革推進本部」設置
11(平成23)年	6月	「障害者虐待防止法」公布
	8月	「障害者基本法」改定(差別禁止に「合理的配慮」概念を導入)
12(平成24)年	9月	内閣府障害者政策委員会差別禁止部会が差別禁止法への意 見書をとりまとめる
13(平成25)年	6月19日	「障害者差別解消法」成立(6月26日公布)
15(平成27)年	2月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 閣 議決定
16(平成28)年	4月1日	「障害者差別解消法」施行

障害者基本法第4条の「障害を 理由とする差別の禁止に関する法制』

形的には中立の基準・規則・慣行では

以下の過料に処する」(26条)とされた。

この法律では、肝心の差別の定義につ

員会差別禁止部会が提出した「『障害を

そのうち直接差別は、

障害を直接の理

由とする区別・排除・制限等の健常者

定に基づいて国が「基本方針」を定め、

それに基づいて、

国および地方公共団

とは異なる取り扱い。間接差別は、外

慮の不提供」の4類型が考えられる。

提案されたという経緯がある。

今回の法律施行に当たって、

法の

配慮の不提供の禁止」を掲げることが

「差別的取り扱いの禁止」と「合理的

「間接差別」「関連差別」「合理的配

した内閣府の障害者政策委

告をおこなったり

した場合には「20万円

に、報告要請に応じなかったり虚偽の報 ことができる」(12条)と定めるととも

(合理的配慮の不提供)」の2概念を超 障壁の除去を怠ることによる権利侵害 理由とする権利侵害行為」と「社会的

える定義はなされていないが、

法律の制

報告を求め、

助言、指導、勧告を「する

についての差別禁止部会の意見」では、

以下のような概念整理がおこなわれた。

等待遇)として一本化し、前述のように

した事由を理由とする差別類型」(不均

すなわち、

障害者差別には「直接差

あっても、 されたり、 供は、障害者に健常者と平等な権利の の異なる取り扱い。合理的配慮の不提 ど)を理由とする区別・排除・制限等 らず、そのための措置が講じられない場 事業所の段差をなくすなど)にもかかわ 要である(車いす利用の勤労者のために 行使または機会や待遇が確保されるに 用しているとか盲導犬を連れているな に不利益が生じる取り扱い。関連差別 り結果的には健常者に比較して障害者 との規定である。 障害に関連する事由(車いすを利 その者の必要に応じて現状が変更 それが適用されることによ 調整されたりすることが必

あるので、これを「障害又は障害に関連 ているものであるが、障害者差別解消法 この概念規定は今日国際的に普及し 実際にはその区別が困難な場合も 直接差別と間接差別・ 関連差別

解消法について考えてみた。 を中心に、NPOにとっての障害者差別 そこで今号では、この合理的配慮義務 間事業者にはNPOも含まれている。

慮」義務は、民間事業者については努力

先にも述べたようにこの「合理的配

義務ということになっているが、その民

概念については理解がなかなか困難なよ である「合理的配慮の不提供」という 法で規定されている差別の2類型の一つ 浸透しているのかは定かでない。特に、 が、その趣旨が民間事業者にどの程度 るのか」がかなり具体的に示されている のか」や「どのような対応が求められ れている。そこでは「何が差別に当たる 地の自治体等でも独自の指針が策定さ 針」が策定され、都道府県をはじめ各 応要領」、一般事業者向けの「対応指 体や独立行政法人の職員に対する「対

うである。

編集委員 牧口明

2

2016.12・1 ウォロ 12・1 月号 (No.510)

に巻き起こった障害当事者による権利

(回復) 要求運動以来の実に長い道の

整備の柱とされたものである。

この法

の制定に至るまでには、

1970年代

権利条約)」を批准するための国内法

「障害者の権利に関する条約(障害者

## たいそう美しいこの森の奥に 気にな~る ゼミナール Val. 91 2 昔々 お話 ルフネグレク 人呼んで 付とかして

刺ンド・ の孤立、 掃除をしない、風呂に入らないなどのよう 依存症や抑うつ状態などからの移行、 が必要な医療や介護保険サービスを拒否 間関係も疎遠になってしまう。 するケー 高齢者支援の現場では、 その原因は、家族・友人・地域社会から 日常生活がおろそかになり、 りになってしまうことをいう。 認知症、引きこもり、 支援対象者自ら 生きることに投 自分自身に 結果、 たとえば 長期間

災害による生活環境の変化、 住居が「ゴミ屋敷」化してしまったり、 などさまざまだ。 セルフネグレクト 精神的に不安定になり、 状態に陥った高齢者 生活が荒れ、 経済的困窮 第

VOLO osakavo!

三者からの支援を拒否することで孤独死

化している。 できれば、 を招いたりする可能性もあり、 止法にセルフネグレクトに関する規定はな 日本において、 法的にセルフネグレクトを対象の一つに 指導の対象になるため、 家屋の立ち入り調査権とか支 現行の高齢者虐待 援助の幅も 社会問題

ウォロ・バインダー、

お問い合わせはウォロ編集部/volo@osakavol.orgまで

いかがでしょうか?

クトの若年化も問題視されている トの普及と相まって、 くなった若者も少なくなく、 近年では核家族化やインター 対人関係が築けな セルフネグレ

ウォロ2年分(12冊)を

挟み込めるバインダーです。

(ウォロ1冊500円+送料250円)

杉浦健

3 大 大 変 だ だ だ だ

なりません なりません なりません ただし

まります と おります と で

姫が

眠って

いるそうな

さようで

ネグレク.

姬

旅の王子さま

です・・・ おられるの おられるの おられるの

その美女

援、 広がるのではないかといわれている。

## 改正NPO法は順次施行 て語らう会」開催、 「これからのNPO法につ い

POセンターの共催。参加者は70人。 活動を支える制度をつくる会と、日本N えよう!」が開催された。 NPO議員連盟と一緒に制度の未来を考 らのNPO法について語らう会~ 月12日、東京・永田町で「これか シーズ・市民

られた。 あり、市民・議員・国が力をあわせて育て の成り立ちを振り返る温かなスピーチが 府・衆議院法制局の方々から、 員と辻元清美議員をはじめ、議連や内閣 改正への尽力に対する感謝の言葉が述べ 員に、NPO関係者から6月のNPO法 の国会議員や内閣府・衆議院法制局の職 全国から集まったNPOからは、 てきた18年の歴史を感じる会となった。 会では、NPO議員連盟(以下、議連) また、議連共同代表の中谷元議 NPO法 N P O

された。 遺贈推進など、 法への期待に加

幅広い提案がな 亡くなった加藤

> 当時の加藤氏の思い出を披露した。 氏やシーズの松原明理事がNPO法制定 員連盟代表をしのぶ機会にもなり、 日本NPOセンター顧問の山岡義典 加藤鮎子衆議院議員の挨拶に続い

④仮認定NPO法人の名称が、 が、事前提出から事後一括提出に緩和。 NPO法人に変わる。 に義務付けられている海外送金時の報告 間に延びる。 書等を備え置く期間が、 2カ月から1 立など認証を申請した後の縦覧期間が、 4月1日に施行となる。 布日に拡大されるが、 PO法人ポー 段階的であり注意が必要だ。 今回の改正NPO法の施行日は タルサイトの情報提供は公 ③認定·仮認定NPO法人 力月に短縮。 以下は2017年 3年間から5年 ①NPO法人設 ②事業報告 内閣府N 特例認定

なので、 らなくなる。 する必要がなくなるが、 施行されれば決算のたびに法務局で登記 義務化されるのが、18年冬までの予定。 「資産の総額」が登記事項では 代わりに貸借対照表の公告が 定款で公告の方 毎

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

# 次世代に遺す寄付を生かす 「全国レガシーギフト協会」

堀田力)が、11月14日発足した。 未来に生かされ継承されることを目指す を実現すると同時に、寄付財産が地域の る寄付などがある。これら寄付者の思い る寄付と相続財産からの寄付、 産)を遺す寄付。 「全国レガシーギフト協会」(代表理事 寄付により次世代にレガシ ガシー ・ギフト」は、 遺贈には、 遺贈や資産 信託によ 遺言によ

かったのではないか。 どうしたらよいのかわからないことが多 題解決に遺産を生かしたいと思っても、 大規模なNGOが、一般的な遺贈先だつ 報は限られており、 つ。とはいえこれまでは遺贈に関する情 する問い合わせや実績が増えているとい 震災後、それぞれの所属団体で遺贈に関 協会の複数の理事によると、東日本大 身近な地域や特定の社会課 自治体や外郭団体、

団体、 た。 税務の専門家に対する情報提供を始め をオープン。 ータルサイト「いぞう寄付の窓口」 協会は、 また、 遺贈寄付を受けることに関心のある 遺贈寄付について知りたい法律 設立時の加盟14団体が、 発足と同時に、 遺贈寄付に関心のある個 遺贈寄付の

> それ以外の機関も含めて相談対応ができ に関する無料相談窓口を設置。 をはじめとした政策提言活動などにも取 る人材の育成や、 今後は、

され、 CharityのRob Cope氏が解説。その 加した。基調講演では、先行するイギ ウムが続いた。 リスの取り組みについてRemember 同日午後には設立シンポジウムが開催 協会理事による事例紹介とシンポジ 市民活動関係者など150人が参 法律や税務の専門家、 財団関係  $\triangleright$ 

会の礎となることが期待される。 者の思いが多様な活動に生き、 協会の活動によって、 遺贈への関心はますます高まるだ 編集委員 多くの遺贈 後世の社

百瀬 真友美



一般社団法人全国レガシーギフト協会 TEL:03 6809-2590 (日本ファンドレイジング協会内) 「いぞう寄付の窓口」 https://izounomadoguchi. jp/(加盟団体の無料相談窓口案内も掲載)

14

少子化や親戚づきあいの希薄化なども

2016.12・1 ウォロ 12・1 月号 (No.510)

2016.12·1 ウォロ 12·1 月号 (No.510)

13

ごくしつかり らはね、 と姉の秀子 自分の世界を 確定して

巖さんの顔がほころぶ瞬間が出て

の作品は静かに浮かび上がらせて

戚の赤ちゃ

積み重ねる中で、

表情の無かった

ほっとするのは、

巖さんの生活が始ま るまではす 多くが家 か

る。この作品の舞台は、 さんの家で、 無実を信じ、 放後の巖さんを撮り続けた。 「袴田事件」 「巖は死刑が確定す この作品で金聖雄監督は、 私たちは知る由もない。 しかしこの釈放がなければ 「娑婆に出た」 のことを私は知らな 支えてきた姉の秀子 後の彼の 弟の 釈

の 私たちが思い至ることは少ない。 時間が必要だろう。

日常を、 2 上げられたのでご存知の方も多い れたことは、マスコミで大きく取り 最さんが8年ぶりに釈放さ の14年に列用D(彳)

ಠ್ಠ る。

4年に死刑囚の袴田

文のような言葉の羅列は、

壊れて

こうした個人の

人生に踏み込む

造いをやる姿は、

普通の

おじい

の記憶と現実が、 いく巖さんの心を 釈放された後も巖さんは、 だが、 釈放後、 表わしているよ

取って見ると、 巖さんの、 る巖さんの元にマスコミの取材が入 きた心を取り戻すには、多く 混とんとする心模様の たった一 初めての正月を迎え 彼の言動は異様に 日だけを切り 社会と分断

獄中 なざ 6 日常に頻繁にカメラが入るのだか だがこの作品で映し出される映像 まっている。 <sup>\*</sup>静かに傍らに居る<sub>\*</sub> 記録される側だって気安く受

きないだろう。

というま

ま と押しやって 気づかないことが多い。 聞きするが、 生を、 れた本人や家族の心模様を、 私たちは日々多くのニュー とてつもなく遠いところへ その断片の情報では まう冤罪。 人ひとりの -スを見

そのことに

の日記に綴られた、 意味不明で呪

2016年/日本/119分/ドキュメンタリー 監督:金聖雄、撮影:池田俊巳、音楽:谷川賢作 題字: 袴田巖、プロデューサー: 陣内直行 製作・配給:Kimoon Film

●上映日程等はhttp://www.hakamada-movie com/をご覧ください。



今月の作品 「袴田巖

夢の間の世の中

#### ●今月の館主

#### 大兼久 由美

沖縄生まれ。柴田昌平監督のドキュメンタリー映画「ひめ ゆり』(2007)『森聞き』(2011)『千年の一滴 だし しょう ゆ』(2014)のプロデューサー・配給を務める。『ひめゆり』 は「沖縄慰霊の日」にちなみ毎年6月に、東京のポレポレ 東中野で上映している。3作品とも長く自主上映を続けて おり、 随時墓集中,

問合せ:プロダクション・エイシア(電話 042-497-6975)

**QOYQ** ~市民が集っていつもの場所」(第47回)



店内には墨田区の工芸品や土産品を紹介する 黒板地図も。商品の一部は店内で販売



昔懐かしいキラキラ橘商店街のにぎわい

このほかパスタ中心の

是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心各类的形式是中国中心

#### すみまめカフェ

も各種取りそろえて

東京都墨田区京島 3-39-8 (キラキラ橘商店街) 京成押上線曳舟駅から南へ徒歩8分 営業時間/10:00~18:30 (無休:盆・正月を除く) TEL 03-6657-5532



「すみまめカフェ」の外観。 向かって左側に介護の相談室



コーヒーをいれ、パスタも作る渡邉宗貴代表と店内。 奥に介護相談室が見える

宗貴さん (43) 会社クリエイ 談のスペシャリストである。 さんは精神保健福祉士で医療 業に14年間勤めた社会福祉士で 開店は201 顧問兼管理者の本木潤 は 5 年 4 ケア代表の渡邉 大手の介護企 月 株式 商店街の大和和道事務局長から

業 所

『カフェ内併設

ごゆっくり

2人は数年前から

「介護

とうぞ♡』」。

宅介護支援事業所・訪問介護事

介護のご相談承ります

ある。

店の前の看板は

ある。

墨田区のキラ

見た目は

「お洒落な喫茶店」

開放的で木の温もりのある 面しコーヒーの香り漂う店 町情緒たつぷりの商店街に す

みまめカフ

×介護のハナシ場」 見える化の促進」とい カフェ併設が経営的にも ジを変える」 ある。 の構想を い介護 「介護の

遭われ 空き店舗を に地元のデザイナー 良さに加え、 んど入ってこない。 喫茶店にもこだ 事業所にケアマネ 店自家焙煎のオリジナル 幅約5㍍に85店舗。 なかった商店街は全長48 もらう機会になり 病院の管理栄養士が開発 カフェも手伝う。 ノンカフェインもあ 人に恵まれた」という。 紹介さ の店頭販売はここだ 糖も使わないケー 店名やロゴマ が3 ある が協力する ージャ は有名コ その雰囲気 信頼が高 が ハいるが、 戦災に 人柄を ある。 な

### 和の市民活動 L **ibrary**

# 大まじめでこの本を書きました

し前に『絶望の裁判所』 という本が、最高裁判 所にも勤務経験のある元裁判 官により上梓された。2001年 の大規模な司法制度改革を経 た現在においても「日本の裁

28

#### 希望の裁判所~私たちはこう考える

日本裁判官ネットワーク編、LABO、2016年11月、2700円(税込)

の関係を築くところからすでに始

の制作は、

特に長期の撮影で

判がいかに絶望的な状況か」 を説いた刺激的な内容で、法 曹関係者を含め、人々の間で 話題となった。

本書を著した「日本裁判官 ネットワーク」は、1999年の 政府の司法制度改革議論のス タートと時を同じくして設立さ れた。とかく閉鎖的といわれる 日本の裁判官の中で、司法の 改革・発展を目指して、自由な 発信や市民と共に歩む活動を 続けている、日本で唯一の現 職・元職の裁判官による有志 グループである。それから十数

年が経過した今、相次ぐロー

スクールの閉校や急増した弁 護士人口問題など、批判も多 い司法改革だが、彼らはそこに 「希望」を掲げるために本書 を出版した。いや、決して「希 望」と呼ぶには十分ではない 状況をも踏まえた上で、だから こそ敢えて、「絶望」している 暇などない、今こそ「希望」を 語ろう!、と訴える。

痴漢冤罪の恐ろしさをテー マに、裁判制度のある意味の 「絶望」をリアルに描いて話

題となった映画『それでもボク はやってない」の周防正行監 督は、本書に挑発的な推薦文 を寄せている。

「裁判所に希望があるって? じっくり読もうじゃないか」

その言葉通り、「希望」の中 身をしつかりと見極め、法曹界 の中だけの議論にとどまらせず に、司法を真に市民のものにす るため、「希望」を「現実」に変 える方策を見つけ出したい。

編集委員 大門 秀幸

日本裁判官ネットワーク・ホームページ http://www.j-j-n.com/

#### 社会福祉法人の地域福祉戦略

全国社会福祉法人経営者協議会監修、河幹夫・菊池繁信・宮田裕司・森垣学編著 生活福祉機構、2016年4月、2000円+税



▲ 016年3月に社会福祉法 ← の一部改正法が成立し、社 会福祉法人制度が抜本的に見直 された。改正の趣旨は、社会福祉 法人をあらためて非課税にふさ わしい公益法人として位置付け るため、①経営組織の見直し(組 織ガバナンスの強化)、②情報開 示(経営の透明性の向上)、③財 務規律の見直し、④地域公益的

取組が主な柱となっている。社会 福祉法人の存在意義や、その経 営のあり方が問われているとい えよう。

そのような社会的背景の中、本 書は全国で先駆的な「公益的取 組」を進める社会福祉法人経営 者がそれぞれの実践から、地域 福祉戦略のあり方を問うた書で

本書の構成としては大きくわ けて3部構成に整理することが できる。社会福祉法人制度の変 遷や、その中で問われてきた存 在意義や役割を整理した第1部、 社会的背景の中で問われてきた

性を示した第2部、地域福祉や社 会貢献の推進を積極的に行って きた先駆的な社会福祉法人の事 例を取り扱う第3部である。先に 指摘した四つの点を最終目的と しながら、持続可能で自律的な経 営を確保しつつ、地域社会に利 益の一部を還元し社会福祉法人 制度に期待される社会的役割を 担ってこそ社会福祉法人の存在 価値があるというのが、本書の主 な主張である。

課題に対しての事業展開の方向

本書の意義として以下の3点 がある。①将来的な社会福祉法 人経営のグランドデザインを提示

した上で、制度改革の論点を整理 している点、②将来的に向かうべ き経営モデルを示しながらガバナ ンス改革の意義や内容を提示し ている点、③地域福祉の戦略の 重要性を指摘しいくつかの経営 実践を例示している点、である。

本書では実践事例の例示にと どまっているが、今後、社会福祉 法人の経営については、制度外 の地域の福祉ニーズに対し新た に事業を起こし、地域住民・当事 者の参画を得て共同して事業展 開する事業戦略や事業運営の方 法の提示が求められている。

編集委員 竹内 友章

2016.12·1ウォロ 12·1月号 (No.510)



市民活動総合情報誌/ボランティア・NPO をもう一歩深く

## CONTENTS 12.1

http://www.osakavol.org/volo/

## 障害者差別解消法の「合理的配慮」と市民活動

《東日本大震災・関西発~現地から伝える「被災地の今」》 (11)

県外避難者のつながりをもう一度!

「全国避難者情報システム」

古部 真由美 (グラフィックデザイナー)

《ソシオロジックフォーカス~社会学の視点で世相を深読み》(12) 多様性の秩序

宮垣 元 (慶応義塾大学教授)

《うぉろ君の気にな~るゼミナール》 (13) 「セルフネグレクト」って?

《パラボラ・ニュース》 14

「これからのNPO法について語らう会」開催、 改正NPO法は順次施行

次世代に遺す寄付を生かす「全国レガシーギフト協会」発足

《V時評》 (15)

◎発行者

◎編集者

牧里 毎治

永井 美佳

◎編集委員長

増田 宏幸

浅野 信之

磯辺 康子

大島 一晃

影浦 弘司

工藤 宏司

久保 友美

神野 武美

大門 秀幸

千葉 有紀子

永井 美佳

小笠原 慶彰

◎編集委員

- 1. 「基準」に翻弄される市民を救うには?
- 2. あらゆる場に「参加の機会・窓口」を

《マーケティングは愛だ-NPOのための入門講座》(17)

提供価値を磨きあげる!

新聞社勤務

大阪ボランティア協会職員

大阪ボランティア協会職員

ボランティア・市民活動ライブラリー館長

住みよいカルチャータウンをつくる会

神戸女子大学教員

大阪府立大学教員

自治体職員

ウォロ編集委員

神戸学院大学

龍谷大学教員

フリージャーナリスト

印刷会社勤務·写真家

大阪ボランティア協会事務局長

場とつながりの研究センター

ライター

長浜 洋二 (株式会社 PubliCo (パブリコ) 代表取締役 CEO)

《現場は語る ~コーディネートの現場から》(19)

企業の「強み」からアプローチするコーディネーション 梅田 純平 (大阪ボランティア協会 ボランティアコーディネーター)

《市民活動の暦(こよみ)~12月、1月にあったこと》 (22)

20年前・・・・・「気候フォーラム―気候変動/地球温暖化を防ぐ 市民会議」結成

130年前……「東京婦人矯風会 | 結成

《U35》 23

子どもの育ちを支えるために教師よりも市民活動を選んだ 門馬 優さん (特定非営利活動法人TEDIC)

《この人に》 ②5

#### 村木 厚子さん

《アゴラ/シネマ/ライブラリー》 (27)

「すみまめカフェ」/『袴田巌 夢の間の世の中』/ 書籍紹介

《アートで市民活動ーマチ・ヒト・ココロを元気にする Community Art》 29 アートスペースかおる

マチ・ヒト・ココロを元気にする

Community Art

アートスクかおる

アートスペースかおる 神戸市中央区山本通4丁目27-10 電話/FAX 078-242-8770 http://art-kaoru.na.coocan.jp

editor's note

華房 ひろ子 ライフコーチ 大阪ボランティア協会常務理事 牧口 明 社会福祉士

(特活) ヒューマン・ビジョンの会 村岡 正司 百瀬 真友美 編集ラボ・ハンドレッド

山中 大輔 団体職員 山野 瞳 会社員

市民社会ドゥタンク代表 山本 佳史 大阪ボランティア協会会員

影浦 弘司、編集ラボ・ハンドレッド

◎デザイン / DTP ADOアサノデザインオフィス

◎校正

村岡正司

トミの会 / 元久の会 / 梅田 茂 / 岸田 和弘 / 中野 伊津子 / 福満 奈都 / 吉中 広子

大阪ボランティア協会『ウォロ』編集部

●広告掲載のお申し込み、記事内容について [TEL] 06-6809-4903 [FAX] 06-6809-4902 [E-mail] volo@osakavol.org 担当/ウォロ編集部

●購読のお申込み、定期購読の宛先変更 [TEL] 06-6809-4903 [FAX] 06-6809-4902 [E-mail] books@osakavol.org

●定期購読のご案内(2016年4月から) 1年間(6冊)3,000円(送料、税込)



\*本誌の発行費用の一部は大阪府共同募金会の 助成を受けています。

ウォロ(Volo) 12・1 月号/通巻510号

2016年12月1日発行

市民活動スクエア CANVAS 谷町

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F

デジタル総合印刷株式会社 本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

© 社会福祉法人 大阪ボランティア協会

◆突然のガン宣告、なんの準備もしていなかったので、あ たふたしましたが、無事手術も終わり、また元気に復活。 しばらくの間我慢していた飲み会にも復活です。(浅)

◆新しいテーマは情報収集も取り上げ方もひと苦労しま すが、それだけやりがいがあります。とはいえ発行が大幅 に遅れ、大変申し訳ございませんでした。(百)

裏山は森林 まちならで きる。

流を糧に続けている。 海とが間近なこの 年間ほぼ無休でい 立ち止まる 望で

収支ベースでみると安泰と

作家や客との交

肉の策で自宅を開放 にも間口を広げてきた。 感じてもらうため、 んだグループ展を何とか実現させ くチャンスの少ない若い作家たち 料を実費ベースに抑え、 一角を活用. ŧ 1 年間、 知人のア 展示に伴う 以来、 展示が途 個展を 書

る

/]∖

動を

揺すらんの夫

かえってじっく 空間をゆっくご 屋根裏部屋だ

っることで、

2016.12・1 ウォロ 12・1 月号 (No.510)

く予定も自信もな た 知もな

「ひみつのいしいまこと」展(2016年11月開催)。書家・画家であった石井誠 さんの三回忌記念作品展として、抽象絵画の大作や、書と絵画の融合された

バスを降りて急勾配 表札に気づ スはあまり

上から坂を駆

神戸の 中心部、

観光客で 元町から北へ1 賑 ースかおるはこ わう 海の見え 北野町 看板の裏には、

ような力強い作品を多数展示。

た堀尾貞治 いになった。

メインの展示室は階上。 ることで現在のようなたたず よって玄関に飾ら [月萩亭] それらを活 ちそう:

取り壊す家か

2016.12·1ウォロ 12·1月号 (No.510)